

# 平成22年度 財政健全化判断比率等

平成22年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について公表します。

## 1. 健全化判断比率

指 標	比 率	早期健全化基準	財政再生基準	用 語 の 説 明
実質赤字比率	—	14.85%	20.00%	一般会計の赤字の程度を示し、財政運営の悪化の度合いを示すもの
連結実質赤字比率	—	19.85%	35.00%	すべての会計の赤字や黒字を合算し、町全体としての財政運営の深刻度を示すもの
実質公債費比率	12.8%	25.0%	35.0%	地方債償還金等を指標化し、資金繰りの危険度を示すもの
将来負担比率	78.2%	350.0%		地方債残高など将来支払う見込みの負担等がどれだけあるかを指標化し、将来の財政運営を圧迫する可能性の度合いを示すもの

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率は黒字のため「—（該当なし）」で表示しています。

## 2. 資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
北部簡易水道事業特別会計	—	20.0%
南部簡易水道事業特別会計	—	20.0%
農業集落排水事業特別会計	—	20.0%
公共下水道事業特別会計	—	20.0%
温泉施設特別会計	—	20.0%
水道事業会計	—	20.0%

※どの特別会計も黒字で資金不足額がないため「—（該当なし）」で表示しています。

### 財政評価について

「実質赤字比率」及び「連結実質赤字比率」は、一般会計及び全ての会計において実質収支額が黒字であるため比率はありませんが、引き続き財源の確保や経常経費の削減などに努めます。

「実質公債費比率」及び「将来負担率」は、国が示している基準を下回っており健全なものです。特に将来負担比率が前年度に比べ8.2ポイント減となっているのは、主に一部事務組合の地方債償還に係る町負担金が減少したためです。比率が悪化しないよう今後とも緊急度、住民ニーズを的確に把握した事業の選択により、起債に大きく頼ることのない財政運営に努めます。

「資金不足比率」も、全ての会計において決算額が黒字であるため、各会計の経営は良好な状態にあり、引き続き財政基盤の強化を図ります。

## 池田町自治基本条例を策定します

池田町では、将来を見据えて町民、議会、行政が協働して、まちづくりを進めるため、住民自治の基本理念や、自治体経営の基本原則、制度などを規定する「池田町自治基本条例」を策定します。

7月より「池田町町民参加推進会議」を毎月1回開催しています。

町民参加推進会議委員は、町民からの公募により19名の方に町長から委嘱され、自治基本条例（素案）の具体的な内容の検討を行っています。

10月11日「池田町自治基本条例策定審議会」を開催しました。

策定審議会委員は、町民参加推進会議代表3名、学識経験者3名、議会議員3名、町職員3名、その他3名の15名で構成され、町長から委嘱状が交付され、会長に岩谷真海さん（議会議長）、副会長勝野邦彦さん（町民参加推進会議会長）が選ばれました。

策定審議会では、町民参加推進会議にて検討された条例（素案）について審議され、条例（案）

を策定し、町長へ答申後来年3月池田町議会で議決の予定です。



▲自治基本条例策定審議会委嘱式の様子



▲町民参加推進会議の様子